

## 一般社団法人日本ヘルニア学会 委員会に関する細則

財務委員会

評議員選考委員会

定款・細則委員会

保険診療委員会

ガイドライン作成検討委員会

関連地域研究会統括委員会

学会誌委員会

国際委員会

学術・用語委員会

倫理委員会

症例登録委員会

教育委員会

広報委員会

プロジェクト委員会

認定医検討委員会

総務委員会

ヘルニア診療安全推進委員会

小児外科委員会

女性医師参画促進委員会

プロモーション委員会

学会法人運営委員会

## 財務委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、財務委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会における会計および財務に関する業務を所管し、学会の円滑な運営と発展に資することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3 - 1 学会の事業計画原案およびこれに伴う収支予算原案の編成

3 - 2 学会の収支決算原案の作成

3 - 3 学会に関わるすべての会計および財務に関する事項

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員

会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

#### 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

#### 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

#### 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

#### 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

#### 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 評議員選定委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、評議員選定委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会定款第3章第14－17条ならびに評議員に関する細則に基づき、学会における評議員選考に関する業務を所管し、学会の円滑な運営と発展に資することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は前条を達成するために、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 評議員選考に関する審査

3-2 評議員更新に関する審査

3-3 評議員資格喪失に関する審査

3-4 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

## 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

## 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

## 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

## 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

## 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

## 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 定款・細則委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、定款細則委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会における会則および細則等の適正な運用と整備に関する業務を所管し、学会の円滑な運営と発展に資することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は学会定款第10章第42条に則り、次の業務を行う。

3-1 定款および細則等の運用

3-2 定款および細則等の疑義

3-3 定款の変更案の整備、理事会・評議員会への提案

3-4 細則の編纂ならびに変更案の整備、理事会への提案

3-5 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 保険診療委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、保険診療委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会の保険診療報酬に関する業務を所管し、ヘルニア疾患研究の進歩に即応する保険診療報酬の適正化を図ることを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3 - 1 適正な保険診療報酬に関する調査と審議

3 - 2 保険診療報酬の適正化に関する関連学会および団体との協議と連携

3 - 3 保険診療報酬の適正化に関する関係官庁および団体との交渉

3 - 4 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## ガイドライン作成検討委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、ガイドライン作成検討委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会が認定するヘルニア疾患に関するガイドラインの作成および改訂を行うことを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 学会としてガイドラインを作成し、認定するためのシステムの構築

3-2 ヘルニア疾患の標準治療を示すガイドラインの原案および改訂案の作成

3-3 ガイドラインの公表

3-4 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 関連地域研究会統括委員会に関する細則

### 第1条 目的

- 1, この規則は、一般社団法人日本ヘルニア学会（以下、「この法人」という。）が関連地域研究会を、定款14条3項に定める各地方関連団体として会を承認するための通則を定めることを目的とする。
- 2, この規則が附則の定めるところに従い効力を発生する日において、別表記載の関連地域研究会は、本規則に基づく承認があったものとみなす。なお、本項に基づく関連地域研究会は、本規則第3条以下の定めに従わなければならない。
- 3, 関連地域研究会は、この法人の各地方関連団体として、以下の目的等の範囲内で運営及び必要な活動を行う。
  - (1)安全で確実なヘルニア診療技術の啓蒙を目的とする。
  - (2)この法人の目的達成に寄与すべく行動し、原則としてこの法人が承認する地域限定で運営及び活動をする。

### 第2条 申請

- 1, 関連地域研究会の承認申請は、正会員の代表者1名が、この法人所定の申請書に必要書類を添付し、この法人の理事長宛に提出することをもって行う。
- 2, 第1項の申請に対し、この法人は理事会による審査によって承認するかどうかを決する。
- 3, 第1項の審査の結果は、決定後速やかに文書によって、代表者宛に通知されなければならない。

### 第3条 名称等使用

- 1, 各関連地域研究会の名称には、各研究会の希望により、「一般社団法人日本ヘルニア学会 関連地域研究会」をサブタイトルとして用いることができる。
- 2, 関連地域研究会は、該当するチラシや案内などにこの法人のロゴマークを使用することができる。但し使用の際には、この法人が承認している旨を明記しなければならない。

### 第4条 関連地域研究会の承認基準

- 1, 第2条第2項にかかる関連地域研究会の承認の採否は、以下の基準により審査

されるものとする。

- (1)ヘルニア診療に関する研究会であること
- (2)医師の主導で運営されること
- (3)年に1回以上定期的に研究会が開催されることが見込まれること
- (4)地域から広く参加者を募集していること
- (5)専ら特定の企業などの利益を図る内容でないこと
- (6)原則として大学や病院の医局が単独で主宰しないこと

## 第5条 報告

1, 関連地域研究会の代表者は、この法人宛に、毎年2月末までに、以下の事項を書面にて報告しなければならない。

- (1)実施した研究会の内容の要旨
- (2)年次の活動状況
- (3)代表者の変更
- (4)解散

## 第6条 承認の取り消し

1, この法人の承認後、第4条各号の基準を満たさなくなった場合、第5条の報告ないし第8条の会議出席を正当な理由なく怠り、その程度が著しいと認められる場合、あるいは、この法人の名誉を著しく損なう行為がなされた場合は、この法人は、理事会の決議により、関連地域研究会の承認を取り消すことができる。決議を行う場合は、理事会は相当期間を定めて、関連地域研究会の代表者に対し弁明の機会を付与しなければならない。

2, 前項により、承認を取り消された研究会は、速やかに第3条におけるこの法人のロゴ及び承認の表示を停止する措置を執らなければならない。

## 第7条 ウェブ開催の基準

1, 関連地域研究会をウェブ開催する場合は、下記の条件を満たさなければならぬ。

- (1)開催の方法が明確であること（ライブ形式／オンデマンド方式）
- (2)参加の確認が確実にできること
- (3)参加証発行の基準と方法を定めること（本人参加の確認が取れる場合に限る）

(4) ウェブシステム等で協力会社等の関与があれば、会社名、責任者名を事前にこの法人の理事会に届け出て、その承認を得なければならない。

## 第8条 関連地域研究会代表者会議

1, この法人の関連地域研究会統括委員会は、毎年1回関連地域研究会代表者会議を招集し、意見交換を行う。各関連地域研究会の代表者は、出席できない特別な事情がある場合を除くほか、自らもしくは自ら委任した者を同会議に出席させなければならない。

2, 関連地域研究会代表者会議には、理事長、関連地域研究会統括委員会の委員長、委員、ならびに各関連地域研究会代表者もしくは委任された者が出席できる。

## 第9条 関連地域研究会推薦演題

1, この法人の学術集会の際に、演題募集とは別に関連地域研究会に推薦演題を依頼する（学術集会事務局より依頼する）ことがある。関連地域研究会は、この法人が設定する期限までに、できる限り推薦する演題を提出しなければならない。

2, 学術集会における関連地域研究会推薦演題の中から優秀者に関連地域研究会演題賞を贈呈する。

3, 関連地域研究会統括委員会委員を中心とした座長による採点で優秀演題を決定する。

4, 優秀演題の発表者は、全員懇親会で学術集会会長または支部委員会委員長より表彰する。

## 第10条 補則

1, この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。

2, この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## 附則

この規則は、令和6年5月23日から施行する。

## 学会誌委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、学会誌委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会の学会誌に関する業務を所管し、ヘルニア疾患に関する研究と進歩に貢献することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3 - 1 学会誌の編集

3 - 2 雑誌の投稿規定に関する業務

3 - 3 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員

会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 国際委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、国際委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、国際学会および国外学会との連携並びに協力に関する業務を所管し、学会が国際交流に寄与することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3 - 1 国際学会または国外学会の情報収集と広報に関する業務

3 - 2 国際学会の主催、後援若しくは協賛に関する業務

3 - 3 国際学会または国外学会との調整に関する業務

3 - 4 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 学術・用語委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、学術・用語委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、ヘルニア関連の用語等に関する業務を所管し、ヘルニア疾患の臨床と研究に貢献することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 ヘルニアに関する用語の審議

3-2 一般社団法人日本外科学会用語集への登録に関する業務

3-3 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員

会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

#### 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

#### 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

#### 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

#### 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

#### 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 倫理委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、倫理委員会(以下本委員会)を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会における人を直接の対象とする医学的研究において、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理上の指針を与えること、学会ならびに会員に倫理規範の遵守を求める事、本会ならびに会員の倫理問題を検討することを目的とする。

### 3 (倫理規範に違反する行為)

倫理規範に違反する行為とは、次の行為をいう。

3 - 1 法令または本会の会則その他の規則に違反したとき

3 - 2 本会の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為をしたとき

3 - 3 研究の倫理指針に違反したとき

3 - 4 その他正当な事由があるとき

### 4 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

4 - 1 ヘルニア診療並びに研究に関する倫理的判断を求められた場合に、理事会の諮問機関として審議を行う

4 - 2 会員に倫理規範に反する行為があったと疑われる場合に、その事実調査並びに聴聞・弁明の機会を付与する業務

4 - 3 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 5 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

5 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

5 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

## 6 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

## 7 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

## 8 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

## 9 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

## 10 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

## 11 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

## 12 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

## 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 症例登録委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、症例登録委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、ヘルニア疾患の症例登録を行い、会員の共有財産であるデータベースの作成と管理、情報の提供を行うことにより、ヘルニア疾患の診療の実態を把握し、診療の質を改善させることを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 ヘルニア疾患の全国登録システムの構築と推進

3-2 データベースの作成と管理、情報の提供

3-3 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 教育委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、教育委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、ヘルニア教育についての企画・運営を検討し、ヘルニア全体の正しい教育と修練を会員に提供することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 学会としてヘルニアに関する教育についての企画・運営

3-2 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 広報委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、広報委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会に関する活動内容やヘルニアに関する正しい情報を会員および社会に広報することにより、社会の理解と信頼を支援することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3 - 1 学会に関する活動内容やヘルニアに関する正しい情報の会員および社会への広報

3 - 2 ホームページの監査、改正

3 - 3 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員

会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## プロジェクト委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、プロジェクト委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、ヘルニアに関する学術研究を立案、遂行することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 ヘルニアに関する学術研究の調査、立案、遂行および成果に基づくエビデンスの発信

3-2 将来のヘルニア学の発展に資する総合的な方針の立案

3-3 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員

会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 認定医検討委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、認定医検討委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会による修得医、認定医などの資格制度および指導教育制度の是非を検討することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 資格制度および指導教育制度についての多面的、多角的な検討

3-2 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 総務委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、総務委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会の運営に関する総務(事務局所掌の事務は除く)を所管し、学会の円滑な運営に資することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 各種問い合わせへの対応

3-2 転載許可の承認

3-3 他の委員会の任務に属せざる事項について、理事長あるいは理事会が指定した事項の処理

3-4 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

## 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

## 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

## 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

## 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

## 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

## 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## ヘルニア診療安全推進委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、ヘルニア診療安全推進委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会における「患者安全」に関する業務について理事長の業務執行及び理事会の意思決定を補佐し、患者に安全なヘルニア診療を推進するための学会の円滑な運営と発展に資することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は前条を達成するために、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

- 3 - 1 ヘルニア疾患の診療における患者安全を推進するための情報収集、調査及び研究
- 3 - 2 前条の目的を達成するために必要な対策の立案及びそれに基づく活動
- 3 - 3 ヘルニア診療における患者の安全を推進するための理事長の業務執行及び理事会の意思決定を補佐するための意見具申と、その意見を集約するために必要な決議その他の諸活動

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。
- 4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 小児外科委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、小児外科委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、小児ヘルニア疾患の学術研究や教育活動を推進することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3 - 1 学会の学術集会および支部会などにおける小児ヘルニア疾患に関する企画の助言  
3 - 2 教育委員会と協力し、学会主催の小児外科領域に関する教育セミナーなどの企画の立案

3 - 3 プロジェクト委員会と協力し、小児ヘルニア疾患に関する学術研究の推進

3 - 4 一般社団法人日本小児外科学会をはじめとした小児関連学会との学術連携の強化

3 - 5 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

## 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

## 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

## 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

## 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

## 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

## 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 女性医師参画促進委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、女性医師参画促進委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、女性医師が生涯ヘルニア臨床医として活躍し得る体制づくりを目指し、診療・研究・教育を通じて女性医師参画を促進することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3 - 1 女性医師参画促進に関する諸問題の検討

3 - 2 女性医師参画促進の観点からのキャリア形成・継続のための支援

3 - 3 女性医師参画促進や育児・介護等を担う学会員の支援に関する学術活動の計画と実施

3 - 4 女性医師参画促進に必要な啓発活動

3 - 5 女性医師参画促進に関する国内外の学会ならびに関係諸機関との連携

3 - 6 前各号に関する理事会への報告ならびに提言

3 - 7 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 - 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4 - 2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

## 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

## 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

## 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

## 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

## 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

## 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

## 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## プロモーション委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、プロモーション委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会の発展のために、学会会員数の更なる増加とともに、国内および国際的な地位向上を実現することを目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 学会会員数の増加を目指した、外科医にとって有益な学術集会や支部研究会、教育セミナーの企画

3-2 学会の認知度拡大を目指した、内科医師をはじめとする他科の医師、メディカルスタッフ、一般国民に対するヘルニア疾患に関する様々な情報発信

3-3 学会の地位向上を目指した、国内関連学会との連携強化や、国際学会でのプレゼンス向上

3-4 前各号の達成における、関連委員会（広報委員会、教育委員会、関連地域研究会統括委員会、国際委員会、小児外科委員会、認定医検討委員会、女性医師参画促進委員会、財務委員会など）との連携強化

3-5 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、

また、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

#### 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

#### 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聞くことが出来る。

#### 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

#### 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

#### 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

#### 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

#### 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。

## 学会法人運営委員会に関する細則

### 1 (設置)

一般社団法人日本ヘルニア学会(以下、「学会」)内に、定款ならびに委員会設置規則に基づき、学会法人運営委員会を置く。

### 2 (目的)

本委員会は、学会が一般社団法人としての社会的立場の維持、社会的任務の遂行のための運営方針の検討を目的とする。

### 3 (任務)

本委員会は次に掲げる事項を行うことを任務とする。

3-1 学会が遵守すべき法制に関する調査とそれに基づく理事会、評議員会、各委員会への報告、助言

3-2 学会が遂行すべき税務に関する調査とそれに基づく理事会、評議員会への報告、助言

3-3 その他学会運営における調査、立案と助言

3-4 一般社団法人としての役員、評議員、会員の意思統一の推進活動

3-5 学会年間事業計画の立案

3-6 学会組織の変更、改革についての助言

3-7 その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### 4 (構成等)

委員会に、委員会設置規則に従い、委員長及びその他の委員を置く。

委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4-1 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

4-2 委員長に事故があるときは、理事長によって指名された理事が当該年度代行する。

### 5 (召集等)

委員長は、委員会設置規則に従い、会議の目的とする事項を示して、毎年1回以上、また、必要に応じて委員会を召集し、その議長となる。

## 6 (定足数等)

委員会は、委員会設置規則に従い、委員の過半数をもって定足数とする。

## 7 (委員以外の者の出席)

委員会は、必要があると認めるときは、委員会設置規則に従い、委員以外の者を委員会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

## 8 (報告)

委員長は、委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

## 9 (任期)

構成員の任期は1期4年とし、その他委員会設置規則に従う。

## 10 (事務)

委員会の事務は、学会事務局において処理する。

## 11 (内規)

本細則は、定款細則委員会ならびに本委員会で協議を行い、理事長、理事会の承認を受け、変更することができる。

## 附 則

本細則は令和6年5月23日から施行する。